

No.	項目	質問	回答
1	申請要件	高知市所在の事業所が対象となるのか。	高知市内において医療施設等を開設し、医療サービスを行っているもの。
2	申請要件	いつまでに開設した事業所が補助対象になるのか。	令和6年1月1日までに開設された事業所が本給付金の対象です。
3	申請要件	この給付金は、用途が限定されるのか。また、支給後に市への報告等が必要か。	用途は自由です。報告等も必要ありません。
4	申請方法	申請書については、法人でまとめて提出することは可能か。	可能です。事業所ごとに様式1～4のいずれかの様式の提出が必要となりますので、同じ封筒に複数の事業所の申請書類を封入して提出してください。
5	申請方法	申請方法（郵送）は簡易書留でないといけないか。	送付された申請書が届いているかをご確認いただく為、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
6	申請方法	直接、申請書を持って行くことは可能か。	郵送でのみの受付となります。ご了承ください。
7	申請書類	申請書様式等はどこから入手するのか。	対象の施設には、あらかじめ申請書類を郵送させていただいております。併せて高知市ホームページで必要書類を印刷及びダウンロードができます。 【URL】 https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/35/bukkakoutou-kyuhukin.html
8	申請書類	申請に必要な書類とは。	給付金給付申請書(様式1～4のいずれか)、振込先口座及び口座名義のわかる書類の写し(前回と同じ口座への振り込みの場合は省略可)になります。
9	申請書類	申請時の添付資料のうち、「振込先口座及び口座名義の分かる書類」とは。	金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、支店名、口座名義のカナが確認できるものを指します。例えば、通帳の写しの場合、表紙だけでは支店名や口座名義のカナが確認できないため、1ページ開いた部分(金融機関名や支店名、口座名義のカナ等が明記されているところ)の写しが必要です。 【通帳の写しの場合】以下の両方の写しが必要 ・表紙 ・1ページ開いた部分
10	申請書類	申請書が事業所別に送られてきた。	全ての対象事業所に送るようになっていきます。
11	申請書類	申請書類をホームページでダウンロードしてパソコンで打ち込みをしてもいいのか。	ダウンロードしてパソコンで入力していただくことは可能ですが、個人の場合は個人名は必ず自署にてご記入ください。法人の場合、パソコンで入力していただくことは可能ですが、代表者印を押してください。
12	申請書類	申請時の添付資料を添付し忘れた場合はどうなるか。また、申請書類を汚損・破損・紛失した場合はどうしたらよいか。	添付がない場合は受付できません。また、申請書類を紛失等した場合につきましては、高知市のホームページから必要な書類をダウンロードして印刷してください。
13	申請書類	提出した書類等は返してもらえるのか。	申請等要項にも記載のとおり、ご提出いただいた書類等はお返しできませんのでご了承ください。
14	記入方法	申請書の書き方がわからない。	申請書と同封の記入例を参照ください。それでもご不明の場合は、事務局までお問い合わせください。 【TEL】088-861-3301
15	記入方法	申請書に記入する日付はいつを書くか。	申請書を記入していただいた日付で構いません。但し、申請期間内の日付に限ります。
16	記入方法	申請者のフリガナ等、軽微な記載漏れがあった場合や、記載誤りがあった場合は申請受け付けしてもらえるか。	記載漏れや記載誤り等、申請書上の不備があった場合、原則受け付けはできません。申請前に、記載漏れや記載誤り等が無いのか、細部までご確認のうえご提出くださるようお願いいたします。
17	記入方法	間違っって記入したのですが、訂正印は必要ですか。	二重線を引いていただいて、訂正印をお願いします。 印影の確認をしますので、個人で申請の方が訂正印で修正をする場合は、申請者氏名の横にも押印をお願いします。
18	記入方法	筆記用具は鉛筆でよいか。	申請書等で使用する筆記用具はボールペン(※消せるペンは不可)や万年筆等をご使用ください。
19	支給時期	申請書を市に提出した後、何日後ぐらいに支給されるのか。	不備のない申請書を受理してから、40日程度を見込んでおります。
20	その他	市による説明会等は開催されるのか。	説明会等は開催いたしません。郵送させていただいた申請等要項をご確認のうえ、わからないことがあれば相談窓口にお問い合わせください。 【TEL】088-861-3301
21	その他	今回の給付金は非課税か。	事業形態によって異なります。※詳しくは税務署にご確認ください。